

## 議案第 1 1 6 号

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年渋川市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金_____の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		